

神戸少年ラグビークラブ会則

第1条 本団体は神戸少年ラグビークラブと称し、以下の項では便宜上当クラブと呼ぶものとする。

第2条 当クラブ本部所在地は神戸市垂水区松風台2丁目5-3-707 森田 晋司方（電話・FAX 078-753-5678）
（携帯 090-3286-2621）

第3条 当クラブは、ラグビーフットボールを通じて神戸市垂水区およびその近隣に在住する少年少女達の知力、体力、および協調性をもたらす健全な精神を育成する事を目的とする。

第4条 当クラブでは、第3条の目的を達成するためラグビーフットボールの練習、試合、講習会を行う。
この際、活動に適した装備、服装で参加しなければならない。

第5条 当クラブは会員（児童）およびその保護者、ならびに運営委員、ラグビー指導者によって構成される。

第6条 原則として、当クラブの会員は正規の手続きをへて入会した少年少女達とする。

第7条 当クラブ会員は、会則その他の規則を厳守しなければならない。

第8条 当クラブの運営は、運営委員会を設置し、委員によって運営される。運営委員は当クラブを構成する者から指名および選出される。

- ① 運営委員選出については高・中・底・幼の代表コーチとし1名とする。
- ② 当クラブ運営にあたり事務局ならびに広報部を設ける事が出来る。

第9条 運営委員会は、第4条の促進をはかるために適切な指導者を要請する事ができる。要請を受けた指導者は、第3条の趣旨に従って指導する。

第10条 入会した者は団体傷害保険に加入しなければならない。

第 11 条 会員および保護者は、会員が当クラブ活動中での一切の事故につき、当クラブ
対して傷害の賠償請求等を行わない旨の承認書を提出しなければならない。

第 12 条 次の各号に当てはまる者は、当クラブの会員および保護者、指導者としての資格
を持つことができない。

- ① 第 6, 7, 8, 9 条に相当しない者
- ② 出席常ならぬ者
- ③ 品位、協調性に欠き団体行動に適さぬ者。
- ④ 敢闘精神を欠き、ラグビーゲームに適さぬ者。
- ⑤ 本人又は保護者より退会の申し出のあった者。
- ⑥ 会費納入を 2 ヶ月以上怠る者。
- ⑦ 当クラブの規則に反する者、および当クラブの名誉を著しく傷つけた者。

第 13 条 運営委員会は毎年度総括的なるコーチ全体会議を開催し、活動報告、会計報告の
の承認を得た上ですみやかにこれをクラブ広報誌に掲載し、会員および保護者の
許に配布しなければならない。

第 14 条 当クラブの会計は会費および臨時会費、その他寄付金等によって充当するもの
とする。

第 15 条 会費は会員 1 名につき月額 800 円とする。

第 16 条 本会則は運営委員会が必要としたとき、適宣時コーチ全体会議を開催し、承認
された後これを追加、又は変更することができる。

(平成 10 年 10 月 : 施行)

(平成 16 年 4 月 : 改訂)

第 15 条 (平成 17 年 4 月 : 改訂)